

南関町総合振興計画

第四次基本構想・基本計画（前期）

平成 17 年 12 月

序 論

I 計画策定の意義

南関町は昭和 30 年に誕生し、今年で 50 年を迎えました。この間、3 次の総合振興計画を策定し、それぞれ「活力にみちた豊かな郷土づくり」、「緑の中に新しい産業の基盤が確立された活々とした町づくり」、「きれいな空気、きれいな水、きれいな食品の町づくり」を将来像として取り組んできました。

そして、21 世紀初頭を迎えた今日、少子高齢化、高度情報化、国際化等、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。さらには、価値観の多様化、環境に対する関心の高まり、地方分権の推進、団塊世代の大量退職等対応すべき多くの課題が生じています。

このような中で、住民と行政が一体となって、新しい時代の潮流に的確に対応し、美しい自然を大切にし、健全な財政運営に努め、新たな 10 年のまちづくりの指針となる「第四次南関町総合振興計画」を策定するものです。

II 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成するものです。

「基本構想」 本町の将来像とまちづくりの理念を掲げ、それを実現するために必要な施策の大綱等を定めるもので、基本計画、実施計画の指針となるものです。

「基本計画」 基本構想に示された施策の大綱に基づき、5 年間のより具体的な施策を体系的に組み立てたもので、実施計画に対し指導的役割を持つものです。

「実施計画」 基本計画に示された施策を、町の財政状況との関連等により調整しながら実施していくために、3 か年分の事業計画を記載したもので、予算編成の基本となるものです。

III 町の概況

「位置および地勢」

南関町は、熊本県の西北端に位置し、福岡県大牟田市・山川町に接し、東の三加和町・菊水町、南の玉名市・荒尾市とはそれぞれ周囲の小山系により境界を成しています。

面積は 68.96k m²で、南北 11 km、東西 10 kmあり、90 の行政区から成り立っています。

地形は、南に標高 501mの小岱山、北に大津山、東に二城山、西に三池山を擁し、中央には丘陵高台を形成し、畑地が拓けています。

水系は、大津山山系に源を発した関川が西部を流れ、流域には平坦な水田地帯を形成し有明海へ、また、小岱山山系に源を発した内田川が南部を流れ水田地帯を形成し、菊池川へと流れ注いでいます。

町中央部を走る九州縦貫自動車道の南関インターチェンジは、熊本県の北の玄関口であり、県都熊本市へは 40 k mです。最近、町西域部を通る九州新幹線三池トンネルおよび玉名トンネルが貫通しました。

「沿 革」

奈良時代には駅家（うまや）が置かれ、大水（おほむつ）駅で知られていました。平家物語では「大津山の関」という名が見え、源平合戦の頃にはその名が定着していたことがうかがえます。鎌倉時代になると、一帯は「臼間野」と呼ばれ、南北朝時代になると「臼間野庄」という荘園となりました。室町時代の大津山氏による統治の後、戦国時代末期には加藤清正により「鷹の原城」が築かれ、また、その城下町として関町が形成されました。そこには番所や御茶屋が設けられ、参勤交代の街道としても最要衝地とされていました。

明治 10 年の西南の役には、有栖川宮熾仁親王が本営を設営、官軍を指揮され、「なんかん」の呼称はその頃から伝えられています。明治 22 年の町村制で、南関町、賢木村、大原村、坂下村、米富村が設けられました。また、大正の頃には東肥鉄道の「南関駅」が設けられましたが、昭和 13 年には廃止されました。

昭和 30 年には町村合併促進法により、5 カ町村が合併し、「南関町」として発足しましたが、翌 31 年には米富地区の一部が玉名市へ編入となりました。昭和 47 年には九州縦貫自動車道南関インターチェンジが建設され、各主要都市を結ぶ広域高速交通網の要衝として新たな展開が始まりました。

平成の時代になり、地方分権が急速に進められる中、財政基盤強化等の理由から市町村合併の協議を始めましたが、平成 16 年、玉名地域 1 市 8 町合併協議会は事実上解散し、本町は合併せず単独での町づくりを進めることにしました。

「社 会 状 況」

人口は、昭和 30 年の合併当初、20,091 人を数えましたが、昭和 45 年には 14,278 人、昭和 60 年には 12,478 人となり、その後、減少は鈍化するものの、平成 12 年には 11,821 人となっています。昭和 45 年以来、数次の過疎対策特別措置法による各種事業を実施していますが、減少を止めるまでには至っていません。

人口の推移

(単位：人)

区 分	昭和 30 年 (1955 年)	昭和 45 年 (1970 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 12 年 (2000 年)
人 口	20,021	14,278	12,478	11,821

(国勢調査)

世帯数は、合併当初 3,744 戸を数えましたが、人口とともに減少し、昭和 45 年には 3,357 戸となり、その後、生活習慣の変化等により核家族化が進展し、昭和 60 年には 3,454 戸、平成 12 年には 3,651 戸となっています。

世帯数の推移

(単位：戸)

区 分	昭和 30 年 (1955 年)	昭和 45 年 (1970 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 12 年 (2000 年)
世帯数	3,744	3,357	3,454	3,651

(国勢調査)

65才以上の人口比率は、合併当初7.7%でしたが、年々増加し、昭和45年には12.5%、昭和60年には18.5%、平成12年には28.3%となり、この傾向は今後さらに進展するものと思われます。

65才以上人口比率の推移

(単位：%)

区 分	昭和30年 (1955年)	昭和45年 (1970年)	昭和60年 (1985年)	平成12年 (2000年)
構成比	7.7	12.5	18.5	28.3

(国勢調査)

産業別就業者比率は、第一次産業においては3/4以上を占めていましたが、この45年間で大きく減少し、占める割合が約1/5となる一方、二次、三次産業については占める割合が大きく伸びる等、農業主体の就業構造から多彩な産業へと大きく変遷しています。

産業別就業者比率の推移

(単位：%)

区 分	昭和30年 (1955年)	昭和45年 (1970年)	昭和60年 (1985年)	平成12年 (2000年)
一次産業	76.8	57.1	32.7	21.1
二次産業	7.4	17.2	32.2	34.8
三次産業	15.8	25.7	35.1	44.1

(国勢調査)

基本構想

I 将来像

「あふれる緑の中に暮らしやすさを備えた ずっと住み続けたいまち」

歴史と伝統ある文化を継承し、きれいな空気や水に恵まれ、安全・安心な食品が育まれる自然環境を活かし、生活のなかにやすらぎと潤いのあるまちを目指します。

高速道路のインターチェンジを有し、九州新幹線新駅が近隣に立地するなど恵まれた条件を活かし、産業・経済活動の発展するまちを目指します。

豊かな自然の中に利便性を併せ持ち、住民とともに暮らしやすいまちづくりに努め、長く住んでいる人も、新しく住む人も、ずっと住み続けたいまちを目指します。

II 基本理念

「住民と行政による協働のまちづくり」

少子高齢化や地方分権が進むなか、南関町が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、住民すべてが「自分たちのまちは、自分たちの手で」という自治意識を持ち、住民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力し支えあうこと（協働）が必要です。

第四次基本構想においては、将来像の実現を目指し「住民と行政による協働のまちづくり」を基本理念とします。

III 基本目標

もとづくり・・・自然環境の保全、生活環境の整備、社会基盤・生産基盤の整備

町土の半分を占める山林や県河川の源流に位置するなどの恵まれた自然を保全しつつ生活環境の整備に努め、豊かな暮らしの基盤（もと）をつくります。また、交通結節点への道路接続や高速情報通信網等の社会基盤整備、及び多彩に展開する産業の生産基盤整備をおこない、住みよい、働きやすい町の基礎（もと）をつくります。

ひとづくり・・・町を担う人材の育成、人権教育の推進、生涯教育の充実

地域の優れた歴史・伝統を継承し伝え残すことは住民の責務でもあり、その伝承や保存活動は地域コミュニティによるものが多く、それらを担う元気のある地域・人をつくります。また、町の発展には産業、教育、福祉、行政等、各部門でのリーダー育成が欠かせないことから、住民の交流、研究活動を支援し、人権感覚に富んだ元気な町を引っ張る人を育てます。

さとづくり・・・産業の振興、福祉の充実、住民参画の推進

もとづくり、ひとづくりで得た基盤や人材を基に農業をはじめ恵まれた立地条件によって多彩に展開する産業を振興し、特産品、優れた品物、サービスを生み出す町（さと）をつくります。また、年齢や障害の有無等にかかわらず、暮らしていくうえでの差をなくすことに努め、誰にでもやさしい福祉の充実した町（さと）をつくります。さらに、住民参画によるまちづくりに努め、自立した町（さと）をつくります。

Ⅳ キャッチフレーズ

「緑にいきづく関所の里」

Ⅴ 目標年次・主要指標

- ・ 目標年次 平成 27 年度（2015 年度）
- ・ 主要指標 平成 27 年における人口 13,000 人、世帯数 4,000 世帯を目標とします

VI 『あふれる緑の中に暮らしやすさを備えた

ずっと住み続けたいくなるまち』をめざして（施策の大綱）

1. 誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり

（1）福祉の充実

少子高齢化社会を迎え、加えて多様な生活スタイルが見られるなかで、住民からは様々な福祉サービスが求められていることから、子育て支援の推進や介護保険制度の改革による新たな地域ケアシステムの構築により福祉サービスの充実を図り、福祉施設の運営形態見直しも視野に入れた効率化を推進します。また、地域における互助を支援し、高齢者、障害者、児童等が安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。さらに、ユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障害のある人だけでなくすべての人が利用しやすい施設、用具の普及、意識の向上に努めます。

（2）保健の充実

長寿社会と言われるなか、住み慣れた地域で長く生活が維持できるよう、年齢層などに応じた健康づくりの推進や健康診査等疾病予防対策の充実を図ります。

また、高齢になってから寝たきりにならないよう体力の強化を推進するなど、心身の健康づくりを目指した保健サービスの充実を図ります。

（3）医療の充実

町内には医院が少なく診療科目が限られており、住民の医療ニーズに応えるため近隣市町の医療機関との連携を強化しつつ、医療の充実を図ります。

また、受診等のための公共交通機関等の交通手段の確保に努めるとともに、救急医療体制の強化を図り、在宅医療の環境整備に努めます。

2. 緑豊かに環境と共生するまちづくり

（1）自然環境の保全

森林や農地は地球温暖化防止、水源涵養等の多面的機能等を有し、町の良い環境を担っており保全に努めます。また、河川については水質の浄化とともに機能を保全しつつ環境に配慮した整備に努めます。

自然環境保全の意識の向上に努め、環境学習や環境美化運動を推進します。

（2）ごみ処理と再資源化の推進

循環型社会の構築を目指し、啓発をおこなうとともに、適正なごみ処理と更なる再資源化を推進します。

（3）新エネルギーの導入

二酸化炭素排出抑制を目指し、公共施設においては太陽光発電等環境負荷の少ないエネルギーへの転換を推進します。また、新エネルギーに対する学習を推進し、導入を促進します。

（4）排水処理施設の整備

農業用水源や良好な環境を形成する要因である河川や水路の水質保全を図るため、公共下水道や浄化槽の整備により家庭排水浄化をさらに推進します。また、事業所排水による汚染を防止するために、放流基準遵守の指導に努めます。

3. 心が通いふれあうまちづくり

(1) 地域コミュニティの強化

核家族化・少子化に伴う家族人数の減少により、単一の家族内だけで支え合うことが困難になりつつあるため、地域コミュニティを育成・強化し、地域における互助意識を高め、暮らしやすい地域づくりを推進します。

(2) 男女共同参画社会の推進

男も女も平等の権利・義務を持つ社会の構成員であり、パートナーとして互いを認め、支え合う意識の向上に努めます。また、各種委員会等の委員の構成を検討し、幅広い意見を採り入れるよう努めます。

(3) 人権教育・啓発の推進

身近にあるさまざまな人権問題を自らの問題として受け止め、人権教育、啓発を推進します。また、同和問題については就学前教育をはじめあらゆる機会に教育、啓発をおこない、「あらゆる差別を許さず、なくす」人権のまちづくりを推進します。

4. 産業が盛んな元気のあるまちづくり

(1) 農業の振興

町内の農地の多くは中山間地という条件の下、大量生産に適しているとは言い難いことから、付加価値の高い高品質な作物を振興し、産地化・ブランド化による収益性の向上を図ります。また、就農者の減少が続くなか、担い手の確保はもはや家庭の中では解決し得ないことから、生産組織の育成も含めた確保に努めます。加えて、農業の大切さや安全、安心への取組みを発信するために交流農業、地産地消の取組みを強化します。

農地は生産基盤としてだけでなく環境保全等の多面的機能も有することから、基盤整備を推進することはもとより、その機能を発揮し続けられるよう支援に努めます。

(2) 林業の振興

森林は林産物の生産を担うのは当然ながら、水源涵養等の多面的な機能を持ち、また、人々がやすらげる空間としての働きも持つことから、生産基盤、余暇空間としての整備を推進します。また、たけのこ等の特用林産物の振興を図り、加えて後継者の育成・確保を図ります。

(3) 製造業・工業の振興

現在の主要輸送基盤である高速道路のインターチェンジを有し、企業立地に適している優位性を生かし、働く場を確保するため、基盤整備を推進し、企業誘致活動に努めます。また、既存産業についても異業種交流や産業間の連携等による市場拡大等への支援をおこないます。伝統的産業については後継者育成、需要拡

大の促進を図ります。

(4) 商業の振興

地域に根付く商業は、日常の買い物など地域のなかで不可欠な役割を担う重要な産業であり、後継者の育成・確保を図ります。また、過疎化、高齢化に対応する先駆的な取組みなどへの支援をおこないます。さらに中心市街地等の再生を目指し空き店舗活用の支援など活性化を図ります。

(5) 観光の振興

古くから交通の要衝として栄えた当町には歴史的遺産が数多く存在し、それらの資源を調査・発掘し観光地としての開発を推進します。また、現有の観光資源と近隣市町や、農林業等他産業との連携、さらに今後開業される新幹線新駅の活用も視野に入れた観光ルートの開発を推進するとともに、観光情報の発信や、国外からの観光客に対応するための取組みも検討します。

5. 交通・情報通信基盤の整ったまちづくり

(1) 道路交通体系の整備

町における人や物の移動は自動車交通によるものが主流となり、道路は欠かすことのできない社会基盤であることから、基幹的道路をはじめ、生活道路にわたる整備を図ります。

(2) 生活交通の確保

自家用車の普及による利用者の減少もあり、バス路線の廃止が予想されるなかで、公共交通機関は、交通手段を持たない住民にとって必要なものであり、維持・確保、利用の推進に努めます。また、NPO 等による福祉輸送等の方策を検討します。

(3) 情報通信基盤の整備

高度情報化社会となり地域の情報から世界の情報まで自宅に居ながらにして得ることが可能となった現在、情報通信基盤の整備は欠かせないものとなっており、企業立地基盤として、また、各家庭で利用できる高速情報通信網の整備を促進します。

6. ゆとりある住環境のまちづくり

(1) 定住の促進

定住人口の増加を図るために住宅取得への支援や、空き家等の活用を図るための情報サービスを検討します。また、生活用水については地下水利用が主であり、水質等に問題のある地域については水道事業の検討をおこないます。公営住宅については、環境整備等を推進します。

(2) 公園、緑地等の整備

地域住民の交流、及び憩いの空間としてのコミュニティ施設等の整備の支援に努めます。また、災害時の活用も視野に入れた公園等の整備を検討します。

(3) 安全な町づくり

地域防災計画の住民への周知をおこない、防災体制の強化を図ります。また、

危険河川の改修や治山事業の推進等、防災対策を実施し、消防団や自主防災組織の充実強化を図ります。

通学路の安全施設の整備を推進するとともに、交通安全意識の向上を図ります。
地域の防犯体制については強化を図ります。

7. 共に学びあえるまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び考え、意欲をもって活動できる「生きる力」を育むため、基礎・基本的な内容の習得による確かな学力の向上を図ります。また、正義感や倫理観、思いやりなどの豊かな人間性を育む「心の教育」を充実させ、たくましく生きるための健康と体力の向上、国際化・情報化等に対応した教育環境の整備を推進します。

(2) 社会教育の充実

多様化・高度化する生涯学習ニーズを的確に把握し、住民の誰もが、いつでも、自由に学習できる機会の提供と社会教育施設の充実を図り、生涯学習社会の構築に努めます。

また、家庭教育力の向上、青少年の健全育成等を推進します。

(3) 社会体育の充実

スポーツによる健やかな心と体の発達・成長を促進し、健康で充実した人生を送ることができるよう、生涯スポーツを推進します。また、体育施設の整備、総合型地域スポーツクラブの活動支援、指導者の養成など、町民総参加による生涯スポーツ社会を実現し「スポーツできらめく・豊かな町づくり」を推進します。

(4) 国際交流の推進

住民レベルでの国際交流を図るため、町内在住や町を訪れる外国人との交流機会の創出を推進し、文化交流、情報発信に努めます。また、国際感覚に富む人材の育成に努めます。

(5) 文化の振興

長い歴史の中で育まれてきた景観や文化、伝統芸能についての理解と保護意識の高揚に努め、伝統行事や文化財等の保存活用を図ります。

また、住民が自ら文化芸術活動に積極的に参加し、新しい文化芸術を創造できる環境づくりと文化協会、民芸保存会等の組織の充実と活性化を図ります。

8. 分権社会を担う自立したまちづくり

(1) 住民参画のまちづくり

施策の決定については住民の意見を取り入れ、住民参画によるまちづくりを推進します。また、地域において主体的にまちづくりをおこなう団体の育成・支援に努めます。

(2) 情報公開の推進

個人情報保護に努め、町政に対する理解と信頼を深めるとともに、参画を促進するために情報公開を推進します。また、公聴・広報の充実に努めます。

（３）行財政運営の効率化

効率的な行財政運営を目指し、行政組織・機構の再編や行政評価制度の導入を図ります。また、広域による取組みが有効な事業については連携を図り推進します。加えて、職員の資質向上により信頼の厚い行政運営に努めます。

基本計画

1. 誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり

福祉の充実

現況と課題

平均余命が延び高齢化が進む一方で、平成 16 年（2004 年）の合計特殊出生率は 1.29 となり少子化も進行し、将来の国や地方自治体の運営、また地域社会や経済の活動に及ぼす影響が懸念され深刻な課題となっています。過疎地域である当町は若年人口の流出等による人口減少の中で高齢化と少子化傾向がさらに強まり、世帯数は年々増加し、核家族化が進展しています。このような社会現象により、子育てに対する不安や児童虐待、また、独居高齢者の増加等家庭での扶助機能の弱体化が問題となってきています。

従来、身近な福祉は家庭での扶助が主体でしたが、新たな社会現象により現在では地域での扶助や公的扶助に負うところが大きくなり、行政として福祉施策の充実が求められてきています。また、高齢者や障害を持っている人の積極的な社会参加の機会を設けることが必要となっています。

基本方針

高齢者については、健康でいきがいを持ち住み慣れた地域で生活が維持できるよう介護予防の推進や社会参加の場及び機会の創出に努めます。また、障害を持つ人については、就業の場や社会参加の機会の創出を推進し自立を支援します。子育て世代については、一時保育や子育て支援センター活動等次世代育成のための施策を充実します。

地域やコミュニティでできる福祉は自分たちの手でという意識を持つための啓発や支援を強力に推進し、また、地域福祉のさらなる充実を図るため社会福祉協議会との連携を強化します。

また、誰もが使いやすい社会を目指し、バリアフリー対策を含めたユニバーサルデザインの導入と意識の向上を推進します。

施策の体系

福祉の充実	いきがいのある生活の推進
	介護保険制度の充実
	障害を持つ人の自立支援の充実
	子育て支援の充実
	保育の充実
	地域で支えあう体制の充実
	ユニバーサルデザインの推進

主要施策

1. いきがいのある生活の推進

生涯学習機会の充実・参加促進を図り、交流の場の確保を図ります。
また、シルバー人材センターの機能充実を支援し、参加を推進します。

2. 介護保険制度の充実

高齢者が住みなれた地域で安全に安心して暮らせるよう住環境整備の支援に努めるとともに、地域や関係機関との連携を強化し、地域における総合的なケアマネジメント等を担う中核機関として地域包括支援センターの充実を図ります。

3. 障害を持つ人への自立支援の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく社会の実現を目指し、交流や活動の場、働く場の確保など積極的な社会参加の機会を設け、自立支援体制の充実を図ります。また、障害に対する正しい知識の普及のための啓発に努めます。

(ノーマライゼーション：高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方)

4. 子育て支援の充実

子育て支援グループの育成・支援に努め、きめ細かな子育て支援サービスの効果的、効率的な提供に努めます。また、地域の関係機関と連携を図り、地域住民参加型のネットワークづくりを推進します。加えて、安心して子育てができるよう乳幼児医療助成制度の充実に努め、母子家庭等については自立の支援に努めます。

5. 保育の充実

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスの果たす役割は重要であり、通常保育において待機児童が発生しないよう調整に努めます。また、少子化の進展が予測されることから、保育施設の運営形態見直しなど一層の保育サービスの充実に努めるとともに、保護者のニーズが高い一時保育の充実に努めます。

6. 地域で支えあう体制の充実

民生・児童委員の活発な相談活動や福祉輸送等をおこなうNPOの育成を推進するとともに、ボランティア活動や組織づくりを支援し、地域福祉の拠点づくりに努めます。

7. ユニバーサルデザインの推進

広く誰にでも使いやすい施設や道具の普及を推進するとともに、そのための意識の向上を図ります。

(ユニバーサルデザイン:あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。またその意識)

保健の充実

現況と課題

町では昭和 57 年（1982 年）から成人病予防（現在は生活習慣病予防）として 40 歳以上を対象にした健康診査や健康教育、健康相談を実施しており、また機能訓練、訪問指導等の老人保健事業を実施してきましたが、今後は各事業の評価手法や健診の結果に基づく対象者一人ひとりへの的確な指導など、保健指導のより

一層のフォローアップが求められています。

また、老人保健事業の新たな目標とされた「活動的な 85 歳」を実現するには、高齢者の生きがいの達成、生活の質の向上を支援する介護予防事業と、より若い世代から望ましい生活習慣を身につけるための生活習慣病予防に向けた施策の展開が重要となり、介護保険や国民健康保険との連携の強化を図り、各事業の十分な評価と、それに基づいた確実な指導を実施する体制づくりが必要となっています。

基本方針

生活習慣病を予防し、健康な人は健康を維持し、病気の人も病気を持ちながらもなお活動的で生きがいに満ちた生活ができるよう支援に努めます。また、年齢層などに応じた健康教育や栄養教育の実施、健康診査等の疾病予防対策を強化し、その拠点となる施設の充実を図ります。

施策の体系

保健の充実 保健活動の充実
保健施設の充実

主要施策

1. 保健活動の充実

母子保健の推進をはじめ、学校保健と地域保健の連携強化、成人の生活習慣病予防対策に応じた健康診査の受診率の向上及び検診内容の充実や疾病予防のための知識の普及に努め、高齢者に対する介護予防の普及等も含め、健康教室、栄養教室等の拡充によりすべての年齢層における健康づくりを推進します。また、それらを担う保健推進員、食生活改善推進員など人材の確保に努めます。

介護保険、国民健康保険との連携を強化するとともに、介護給付費や医療費の適正化に努めます。

2. 保健施設の充実

保健活動の拠点となる保健センターの機能充実や、関係機関との連携強化に努めます。

医療の充実

現況と課題

本町の地域医療は内科、外科、歯科等で形成されていますが、総合病院や耳鼻科、眼科等は周辺市町の医療機関を利用されています。また、かかりつけ医が推奨されてはいるものの総合病院を望む人も多く、核家族化や高齢者の一人暮らしの増加等により通院の手段の確保が課題となっています。救急医療については、有明広域行政事務組合消防本部で体制がとられており、広域医療の強化が重要となっています。

基本方針

かかりつけ医を利用することにより、日頃の健康状態の把握をおこない、高度医療が必要な診断になればすぐに対応できる連携体制の強化を図ります。また、

受診のため公共交通機関を含めた交通手段確保に努めます。

施策の体系

医療の充実 医療体制の充実
高齢者医療の推進

主要施策

1. 医療体制の充実

かかりつけ医の定着を推進し、医療機関のネットワーク強化を図るとともに、受診のための交通機関の維持及び確保に努めます。

2. 高齢者医療の推進

在宅医療のための環境を整備するとともに、老人保健事業の適切な推進、健康診査の結果に基づく生活指導・医療機関受診指導、及び医療制度の啓発に努めます。

2. 緑豊かに環境と共生するまちづくり

自然環境の保全

現況と課題

町土の約 50%が山林原野、30%が農地という地目構成のなか、町の自慢と言える緑豊かな自然は、水源涵養や温暖化防止等多面的機能を有し、良好な住環境には欠かすことができないものとして今後も守り続けていかなければならない財産といえます。

町では宅地化の進行や開発による山林・農地の減少や、ごみの不法投棄の増加等による地下水への影響など、環境への不安が増大しています。また、九州新幹線建設工事による渇水等の被害も発生し、住民生活に影響を及ぼしています。

河川については良好な自然環境を形成する要素であり、町内ではホタルの里百選に 2 箇所選出されており、今後も保全が必要です。

基本方針

森林や農地、河川等の良好な自然環境の保全及び、生態系へ配慮した整備に努め、保護意識の高揚を図り、啓発をおこないます。また、九州新幹線工事に起因する渇水等の被害への対応の充実に努めます。

施策の体系

自然環境の保全 森林や里山の保全
河川の整備
環境保全の啓発
新幹線工事による渇水等被害対策

主要施策

1. 森林や里山の保全

森林や里山の持つ環境保全機能を発揮させるため、その管理や保全を推進します。

(里山:人里近くにある、生活に結びついた山)

2. 河川の整備

生態系や周囲の環境に配慮した河川整備を推進します。また、事業排水等の放流基準の徹底を図り、指導・監視を強化するとともに、地域における環境保護活動を推進します。

3. 環境保全の啓発

環境学習および啓発活動を実施し、環境美化活動を推進します。

4. 新幹線工事による渇水等被害対策

新幹線工事に起因する被害に対する十分な対策がおこなわれるよう支援に努めます。

ごみ処理と再資源化の推進

現況と課題

現在は、今まで廃棄されていたごみを資源として有効に再利用するリサイクル社会が定着しつつありますが、なお一層の再資源化推進や啓発が必要です。

町のごみ処理については、有明広域行政事務組合による処理施設建設により高度処理が可能となりますが、一人当たりのごみ排出量は増大しており、減量化や、焼却ごみが出ないような生活様式への変換の推進が必要となっています。

また、産業廃棄物の排出量も増大しており、環境への影響が懸念されています。

基本方針

循環型社会の構築を目指し、空気、水、物を可能な限り自然に返すための再資源化、減量化を推進し、資源リサイクルへの取り組みを強力に推進します。また、産業廃棄物処理に対する指導を強化するとともに、分別の徹底など適正処理の意識向上に努め、環境に配慮した製品の導入を推進します。

施策の体系

ごみ処理と再資源化の推進

循環型社会の構築

ごみ処理システムの確立

産業廃棄物の適正処理

主要施策

1. 循環型社会の構築

リサイクルの推進及び支援、再使用可能な商品への転換と生ごみ堆肥化を推進します。また、不法投棄の防止対策を強化します。

2. ごみ処理システムの確立

円滑に適切な処理ができるように分別収集の徹底や、不適切処理の防止を図り、さらなるごみの減量化、資源化を推進します。

3. 産業廃棄物の適正処理

県との連携により資源化及び減量化を促進し、適正な処理指導に努めます。

新エネルギーの導入

現況と課題

化石燃料の使用による二酸化炭素濃度の上昇は温室効果をもたらし、地球全体の気温が上昇しつつあることから、世界的に二酸化炭素排出量の削減に取り組まれており、省エネルギー意識の啓発や、環境負荷の少ない太陽光発電、バイオマスエネルギー等の活用推進が重要となっています。

基本方針

地球温暖化防止のための省エネルギー意識の啓発をおこないます。また、環境負荷の少ない新エネルギーの導入推進・支援や環境教育の推進・啓発に努めます。

施策の体系

新エネルギーの導入
省エネルギーの推進
新エネルギーの導入促進
環境教育の推進

主要施策

1. **省エネルギーの推進**
省エネルギー意識の啓発を推進し、環境に配慮した活動に取り組みます。
2. **新エネルギーの導入促進**
公共施設等へ環境負荷の少ない新エネルギーの導入を促進し、広く新エネルギーへの転換の推進を図ります。
3. **環境教育の推進**
太陽光発電やバイオマス発電等の自然エネルギー活用のしくみや必要性等についての学習施設を設置し、環境教育の推進及び意識の啓発をおこないます。
(バイオマス:原料、燃料として利用できる生物起源の有機物)

排水処理施設の整備

現況と課題

町は 2 級河川関川、内田川の上流域にあり、両河川ともに農業用水等として活用がされ、下流域では生活用水等の水源としても利用されています。町では下水道事業並びに浄化槽整備により水質浄化を図っており、平成 25 年（2013 年）には全世帯に普及するよう推進をおこなっているが、さらなる周知・啓発が必要となっています。

基本方針

農業用水や生活環境の保全のためにも水質浄化は不可欠であることから、計画的に下水道、浄化槽等処理施設の整備を実施し、普及を強力に推進します。また、事業所排水等の放流基準遵守の指導に努め、公共水域の水質保全を図ります。

施策の体系

排水処理施設の整備 生活排水処理の推進 事業所排水処理の強化

主要施策

1. 生活排水処理の推進

地域に応じ下水道、浄化槽整備事業を推進し、普及を図ります。また、身近にできる水質浄化の啓発に努めます。

2. 事業所排水処理の強化

事業所の排水についての放流基準遵守の指導に努め、流域の水質保全を図ります。

3. 心が通いふれあうまちづくり

地域コミュニティの強化

現況と課題

生活様式や職業の多様化が進み、個の時代となりつつある現在では、家庭だけで解決できなかった課題の解決等に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティが崩れつつあり、防犯や防災機能に支障を生じるおそれが出てきています。また、地域福祉や道路整備等においてもそのことによる行政へのサービス需要が増大している状況となっており、地域自治の基本となる「自分の地域は自分で守る」意識の向上を図り支援することが重要となっています。

基本方針

地域自治を担うコミュニティの育成を支援し、組織強化を推進します。

施策の体系

地域コミュニティの強化

主要施策

地域コミュニティの強化

地域におけるリーダーを育成するための研修や、情報提供等を行い地域自治意識の向上を図り、地域コミュニティの強化を図ります。また、活動の拠点整備の支援に努めます。

男女共同参画社会の推進

現況と課題

多くの女性が社会で活躍している現在においても、男性と同等の扱いがなされていない事も多く、また依然として家庭や職場における役割分担意識は残っており、その制約から能力を発揮できないことも多くみられます。その解消のためにはお互いが相手を社会のパートナーとして尊重することが不可欠であり、意識の向上が必要となっています。

基本方針

性別にとらわれない社会を実現するため、男女共同参画社会推進プランを策定し、啓発をおこなうなど職場や家庭、地域における共同参画社会の実現に努めます。

施策の体系

男女共同参画社会の推進

主要施策

男女共同参画社会の推進

性別にとらわれない社会の実現を目指すため、各種計画への女性の参画の拡大を図ります。また、男女共同参画社会推進プランを策定し、意識の向上を図り、男女共同社会の実現に努めます。

人権教育・啓発の推進

現況と課題

町では、「南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、人権フェスティバルやPTA 出前研修等の開催、広報による啓発をはじめ、就学前及び学校教育と社会教育の連携による系統的な学習を行っていますが、さらなる意識の向上のため、人権の尊重、差別のない町づくりについての啓発が必要です。

基本方針

あらゆる差別をなくす人権教育を推進し、全住民が差別を自分の問題としてとらえることができるよう教育、啓発をおこないます。

施策の体系

人権教育・啓発の推進 人権啓発の推進
人権教育の推進

主要施策

1. 人権啓発の推進

住民が身の回りの差別を見抜くことができる力を身につけるよう啓発活動を推進します。また、すべての人がすべての人を尊重できるまちづくりを目指します。

2. 人権教育の推進

幼児教育から生涯教育まで全ての年代で身の回りの差別をなくす教育を推進し、その拠点整備をおこないます。

4. 産業が盛んな元気のあるまちづくり

農業の振興

現況と課題

町内には 1,677ha の農地があり水稻栽培を主に、ナスやきゅうり等の露地野菜の栽培やメロン、スイカ等の施設園芸が営まれています。中山間地に位置し、未整備農地も多く、耕作や管理に多くの労力が必要となっています。

町はこれまで農業の振興に努めてきましたが、基盤整備の立ち遅れによる経営規模の零細さ、農産物価格の低迷等による農業所得の不安定さなどから、近年は新規就農者がほとんどない状況となっています。また、専業農家数が減少し、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地の増加が進んでいます。これらの進行を防ぐため、町では基盤整備の推進によるコスト削減や、安定的な経営体や生産組織の育成等の担い手対策に取り組んできましたが、さらに強化が望まれています。

また、農地については生産基盤としてだけでなく多面的機能を有することが認められ、中山間地域等直接支払制度にも取り組んでおり、今後も農地、農業の大切さを啓発し、さらなる振興・保全を図る必要があります。

基本方針

ほ場整備や農地流動化の推進により農業経営基盤の強化を図り、付加価値が高く収益性の高い農産物の振興に努め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努めます。また、生産組織や農作業受託組織も含めた後継者の確保、育成に努めます。また、中山間地域直接支払い制度を推進し、耕作放棄地の解消を図るなど農地の持つ多面的機能や良好な景観の保全に努めます。

施策の体系

農業の振興 収益性の高い農業の推進
担い手の育成・確保
営農計画に応じた生産基盤の整備
魅力ある農村の整備

主要施策

1. 収益性の高い農業の推進

他産業と比較して遜色のない産業としての農業の実現を目指すため、無農薬・減農薬等の高付加価値農産物の振興や、地域特性に応じた売れる新規作物の開発を推進し、ブランド化・農産物の産地化を図ります。また、効率的・安定的農業経営体への農地集積を推進します。

2. 担い手の育成・確保

地域における生産組織や農作業受託組織も含めた後継者の確保及び育成を支援・推進します。また、退職者等の就農や営農活動を支援し、農地の保全を図ります。

3. 営農計画に応じた生産基盤の整備

農産物の生産及び輸送を担う地域営農計画に基づいた生産基盤整備を推進します。

4. 魅力ある農村の整備

農地は生産基盤以外にも、地球温暖化の抑止、酸素供給、水源涵養等環境保全機能を有していることから、中山間地域直接支払制度への取組みなどを推進し、積極的に保全・整備を推進します。

また、都市と農村の交流を活性化する等の情報発信をおこない、消費者に安全・安心な農産物の供給に努めます。

林業の振興

現況と課題

町土の半分を占める山林は林産物の生産基盤としてだけでなく、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収、水源の涵養、土砂災害の防止等の多面的機能を持っています。

町では以前銘木を生産していたものの、木材輸入の増加による価格低迷等のた

め除間伐等の施業がなされない人工林が増加しています。産業としての林業は衰退しており、後継者の確保も困難となっていることから、生産基盤や環境保全のための整備が必要となっています。

基本方針

森林資源の活用のため、林業基盤の整備を推進し、後継者の確保・育成、林産物の振興と併せて、森林の持つ多面的機能の発揮のための保全に努めます。

施策の体系

林業の振興 生産基盤の整備及び林産物の振興
担い手の育成・確保
多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全

主要施策

1. **生産基盤の整備及び林産物の振興**
作業や輸送のための整備を支援・推進します。また、用材だけでなくタケノコや椎茸等特用林産物の振興も推進します。
2. **担い手の育成・確保**
省力化や機械化、就業環境の改善を推進し、後継者の確保・育成に努めます。また、森林組合の機能強化を支援します。
3. **多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全**
森林施業や複層林・広葉樹林への誘導を推進することによる多面的機能の保全に努めます。

製造業・工業の振興

現況と課題

道路交通アクセス等恵まれた立地条件のなかで、工業団地が整備されているものの、未だ立地されていない区画もあり、さらなる誘致活動が必要となっています。また、以前からの地元に根づいた企業も多く、金型のまちづくりの推進による金型関連企業も増加しており、安定化への支援が求められています。

基本方針

雇用を確保するためにも製造業・工業の振興は重要であり、企業立地基盤を整備し、優良企業の誘致に努めます。また、立地済みの企業については、町の活性化に寄与しており、異業種交流や同系統企業との連携を推進し情報交換の充実等支援に努めます。

施策の体系

製造業・工業の振興 新規企業の誘致
地場企業の育成、起業の支援
雇用対策
企業立地基盤の整備

主要施策

1. **新規企業の誘致**
町の特性に合致した企業の南関東部工業団地への誘致を推進します。ま

た、その他の企業立地適地の調査に努めます。

2. **地場企業の育成、起業の支援**

地場産業の支援に努めます。また、国や県の制度等の情報を提供する等起業支援に努めます。

3. **雇用対策**

ハローワークと連携して求人情報等の提供を強化し、雇用の増大を推進します。また、高齢者等の雇用についての促進を図ります。

4. **企業立地基盤の整備**

工業団地への道路や事業用水等の基盤整備を進めるとともに、高度情報通信網の整備を支援することにより、企業立地への誘導を図ります。また、企業誘致制度の充実を図ります。

商業の振興

現況と課題

消費者の商品購入は地域の商店から品揃えの充実した店舗へ移り変わる傾向にあり、地域の商店においては営業を取りやめるところも見られ、交通手段を持たない高齢者等にとっては日常の買い物に支障が生じています。また、後継者の確保も困難となっており、商店が集中している関町商店街でも営業を取りやめている店も多く、賑わいが感じられないことから、中心市街地活性化計画を策定し活性化に取り組んでおり、今後も支援が必要となっています。

基本方針

地域に根づいた商店は日常の買い物に重要であり、経営基盤の強化を推進するとともに、消費者の利便性向上のための先駆的な取り組みへの支援を検討します。また、中心市街地については、観光振興との連動・連携を強化し地域一体となった商業の活性化を推進します。

施策の体系

商業の振興 人材・組織の育成
先駆的取り組みへの支援
中心市街地の活性化

主要施策

1. **人材・組織の育成**

後継者の確保・育成を推進し、商工会やTMO活動の支援に努めます。

2. **先駆的取り組みへの支援**

高齢者等の買い物の利便性を向上させる取り組みへの支援の検討をおこないます。

3. **中心市街地の活性化**

御茶屋跡や鷹ノ原城址等歴史的資源と連動・連携した観光地としての整備や、空き店舗等の活用の推進により、情報発信機能を備えた魅力ある商店街の創造を推進します。

観光の振興

現況と課題

町のイベントとしては、「ふるさと関所まつり」とともに地域の産業である焼き物をテーマにした「古小代の里陶器梅まつり」が人気を博していますが、今後は御茶屋跡等町に数多く存在する歴史文化遺産の観光資源としての活用を推進する必要があります。

また、平成9年（1997年）には大型宿泊・商業施設が立地し、入込み観光客数は県内でも上位となりましたが、その後のホテル周辺の店舗の撤退や縮小により、減少傾向となっていることから、対策を講じる必要があります。

基本方針

新たな観光資源の発掘や観光メニューの開発を進め、うから館等の施設と周辺市町の観光拠点との連携により振興を図ります。

施策の体系

観光の振興 広域観光ネットワークの推進
観光情報サービスの充実
観光資源、観光メニューの開発

主要施策

1. 広域観光ネットワークの推進

近隣地域の観光地との連携を強化し、新幹線新駅の活用を視野に入れた観光ネットワークの構築を推進します。

2. 観光情報サービスの充実

町のホームページ等情報通信を活用した観光情報提供を充実し、他自治体との連携を強化に努めます。

3. 観光資源、観光メニューの開発

町の文化財等の観光資源としての活用を検討し、イベントや御茶屋跡等の文化遺跡探訪や農林業体験等を組み込んだ観光ルートの開発を推進します。

5. 交通・情報通信基盤の整ったまちづくり

道路交通体系の整備

現況と課題

町の道路は高速道路が南北に走り、一般道としては国道1路線、県道5路線が幹線として走り、それを連絡する町道や集落内道路及び農林道で構成されています。幹線については改良が進みつつありますが、交通安全施設が設けられていない等、未改良で支障をきたしている部分も残っており、建設中の幹線道路については早期の完成が望まれています。また、町道や集落内道路については狭い箇所もあり、防火、防災面で対策が必要となっています。

基本方針

国道、県道は、生活や産業の上で幹線道路として近隣市町への重要な路線であり、建設中のものについては早期完成を推進し、未改良部分の改良や交通安全施

設の整備を推進します。また、町道については、観光や商業の振興を図る基盤としての整備や、国・県道と一体的に機能するよう整備に努めます。集落内道路については防災対策等のための整備を推進します。

施策の体系

道路交通体系の整備 身近な道路の整備
基幹的道路の整備

主要施策

1. 身近な道路の整備

集落内道路は生活基盤として重要であり、また、防災対策のためにも計画的に整備、改良の支援をおこないます。農林道は産業基盤として重要であり、農地や山林の機能を生かす計画に基づく整備の支援をおこないます。

2. 基幹的道路の整備

九州縦貫自動車道南関インターチェンジ、及び菊水インターチェンジへの接続を円滑にし、他地域への高速自動車交通の利便性を高めるための整備や、観光や商業の振興を図るための整備を推進します。また、基幹道路については、未改良部分の改良や交通安全施設の整備を推進するとともに、建設中のものについては早期完成に努めます。加えて、ETCの普及により玉名パーキングエリアから自動車の出入が可能となることも予想されることから、幹線道路への接続方策の検討をおこないます。

生活交通の確保

現況と課題

高齢社会を迎え今後も公共交通機関の維持は欠かせませんが、バス路線については利用者の減少により民間業者の撤退が予想され、維持には多額の費用を要すると予想されます。また、今後開通する九州新幹線新駅までの交通対策についても検討する必要があります。

基本方針

誰もが利用できる公共交通機関の維持に努めます。また、高速道路や公共交通機関への円滑な乗換えを可能にするための交通手段の確保に努めます。

施策の体系

生活交通の確保 公共交通の充実
生活輸送の確保

主要施策

1. 公共交通の充実

バス路線維持を推進するとともに、NPO等による福祉輸送等の検討をおこないます。

2. 生活輸送の確保

九州新幹線新駅への接続を容易にするため、公共交通機関の検討等をおこないます。また、高速バス利用のためにバス停付近に駐車場の設置を検討し利便性の向上を図ります。

情報通信基盤の整備

現況と課題

電話等の情報通信基盤はほぼ全域にゆきわたっているものの、インターネット等の急激な普及による高度情報化社会となった現在、高速情報通信基盤（ブロードバンド環境）の整備は、都会と農村部との格差を埋めるためにも欠かせないものとなっています。本町においては、電話回線を利用した ADSL のサービスが平成 15 年（2003 年）9 月から提供されているものの、一部未提供地域もあり、今後は ADSL の全域提供、さらには光ケーブルを利用した高速情報通信網の整備が望まれています。また、テレビ放送難視聴対策も課題となっています。

基本方針

家庭や職場に居ながらにして世界中から必要な情報を得ることができる高速情報通信基盤は、事業や生活のうえで今や欠かすことのできないものであり、早急な整備に努めます。また、情報通信の格差是正に努めます。

施策の体系

情報通信基盤の整備

主要施策

情報通信基盤の整備

ADSL や光ケーブル等の高速情報通信網の整備を促進するなど、情報通信格差の是正に努めます。

（ADSL: 電話線を使って高速なデジタルデータ通信をする技術）

6. ゆとりある住環境のまちづくり

定住の促進

現況と課題

町は豊かな自然に恵まれていることに加えて、九州縦貫自動車道のインターチェンジがあり、JR 大牟田駅や今後開通する九州新幹線の新大牟田駅（仮称）、新玉名駅（仮称）も近く、熊本市、福岡市への所要時間も 1 時間程度であることから、ベッドタウンとしての位置づけも可能であり、定住のための条件整備が望まれています。公営住宅については、計画的に環境整備等をおこなっており、今後推進する必要があります。

生活用水は地下水利用が大部分ですが、生活様式の変化により一人当たり使用量が増大しています。また、地域によっては水質に課題がある地区もあり、対策の検討が必要となっています。

基本方針

道路や下水処理の整備推進により良好な居住環境を形成し、快適で安心して暮らせる町を目指します。公営住宅については、環境整備対策等を推進します。

また、生活用水については水量や水質の調査に基づき対策の検討をおこないます。

施策の体系

定住の促進 定住の支援
公営住宅の整備

主要施策

1. 定住の支援

安全で安定した水の供給への要求に対する調査を進めます。また、定住支援のための優遇措置を検討します。

2. 公営住宅の整備

既存公営住宅についての老朽化対策やバリアフリー対策等の環境整備を推進します。

公園・緑地等の整備

現況と課題

町は緑に恵まれ、ことさらに緑地の創造に取り組むまでもないとも考えられますが、安全な遊び場やくつろぐことのできる空間は優れた住環境にとって欠かすことのできないものといえます。町においては大津山公園、古小代の里公園、ふれあい広場が憩いの場として利用されていますが、住民はもとより近隣市町からの訪問者も多いとはいえない状況です。

また、地域においては安全な遊び場や健康増進のための広場、交流拠点として、さらには災害時の避難場所としての役割を持つコミュニティ広場や緑地の設置が求められています。

基本方針

既設の公園については管理方法の検討を含め、施設の充実を図ります。また、小学校運動場の地域の公園としての活用を検討し、地域が主体的に整備をおこなうコミュニティ広場の設置を推進します。

施策の体系

公園・緑地等の整備

主要施策

公園・緑地等の整備

町が設置している大津山公園、古小代の里公園、ふれあい広場については施設の充実を図り、校区における広場としては小学校運動場の活用を検討します。また、地域におけるコミュニティ広場については自主的な設置及び運営に対し支援に努めます。

安全な町づくり

現況と課題

防災については、町地域防災計画に基づき対応していますが、住民への周知を徹底する必要があります。

常備消防については有明広域行政事務組合により実施されていますが、地域の消防については若者が少なくなった現在では消防団員の確保が困難な地区もあり、

自主防災組織の育成を図る必要があります。さらには大規模災害や有事の際に備えた施設・体制の整備も必要です。

基本方針

災害時に適切な初動体制が取れるよう、防災計画の周知に努めます。また、地域消防については消防団活動の大切さを伝え、団員の確保に努め、常備消防の充実に努めます。

急傾斜地等の危険箇所については対策を推進します。

施策の体系

安全な町づくり 防災体制の強化
 治山・治水事業の推進
 自主防災組織の設置推進
 交通安全と防犯の強化

主要施策

1. 防災体制の強化

火災に対しては広域消防が設置されていますが、初期消火が重要であることから、自治消防の充実を図ります。また、防災行政無線の有効活用、充実に努めます。自然災害については、避難場所等を示した町防災計画の周知を行い、災害に強い安全な町を目指し、防災意識を啓発し意識の高揚に努めます。

2. 治山・治水事業の推進

危険個所の調査に基づく対策事業を推進します。また、水害等の危険がある河川等については、機能確保や改修を支援・推進します。

3. 自主防災組織の設置推進

昼間は地域に消防団員が少ないことから、地域における自主防災組織の設置を推進します。

4. 交通安全と防犯の強化

交通安全意識の向上と、地域における防犯体制の強化を図ります。

7. 共に学びあえるまちづくり

学校教育の充実

現況と課題

町内には小学校4校、中学校1校、県立高等学校1校、私立幼稚園1園がありますが、少子化の進行により児童生徒数は年々減少しています。

小中学校においては、生活環境や家庭教育の変容により児童生徒の基本的な生活習慣の乱れや道徳・規範意識の低下が見られ、基礎的な学習の理解不足や授業に集中できない児童の増加などにより学力が低下しています。また、不登校児童・生徒も増加傾向にあり、家庭や地域と連携したより一層の取り組みが必要となっています。

県立高等学校においては中学校卒業生の減少や進路選択の多様化により、数年定員に満たない状況であり、特色ある学校づくりについて論議がなされています。

基本方針

基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるため、小中学校が連携して指導方法の工夫改善を図り、学力の向上を推進します。

不登校や問題行動等の早期対応のため、小学校の教育相談体制の充実を図ります。また、学校教育の拠点となる施設の充実に努めます。

施策の体系

学校教育の充実 確かな学力の向上
 豊かな心の育成
 健康・体力の向上
 教育環境の整備・充実
 開かれた学校づくり

主要施策

1. 確かな学力の向上

基礎的・基本的な内容を確実に習得するため、少人数指導や習熟度別指導等、個に応じた指導方法の工夫改善をおこない、学ぶ意欲を高める「分かる授業」の展開や、個性を伸ばす教育を推進します。

2. 豊かな心の育成

正義感や公平さ、思いやりの心、感動する心等、豊かな心の育成するため、道徳教育及び人権教育を推進します。

3. 健康・体力の向上

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現する食育を推進するとともに、体育を通じて健康や安全についての理解を深め、スポーツへの関心の喚起と体力の向上を図ります。

4. 教育環境の整備・充実

情報化・国際化に対応するため、情報教育施設の整備や国際理解教育の充実に努めます。

また、安心して教育を受けられる施設の整備を推進します。

5. 開かれた学校づくり

学校・家庭・地域社会が連携して児童生徒を育成するため、外部評価等を取り入れ、地域に開かれた学校づくりに努めます。

社会教育の充実

現況と課題

核家族化や少子高齢化社会の進行により、地域の連帯感や人間関係が希薄化するなかで、家庭教育力の低下や、児童生徒や青少年の規範意識や道徳心、「生きる力」の低下、いじめ、不登校、青少年犯罪の増加等の社会的課題が発生しており、それらを解決し、健全に育成するための活動等が求められています。

また、今後は21世紀を豊かに生きるための生涯学習の推進等「学ぶ喜び」や「生きる力」をつける社会教育の実践が重要となっています。

基本方針

人格の完成と個人の能力向上を図るため、社会教育の基盤と環境を整備するとともに、生涯学習活動の充実や、あらゆる機会を通じて生涯にわたり学習できる場の設定に努め、自主自立と社会連帯の精神を培い、地域社会を形成する一社会人としての自覚をもとに、社会参画できる住民の育成に努めます。

また、『教育の原点は家庭（親の生き方）から』をモットーに住民全体が教育力をつけ家庭・地域とともに一丸となり次世代を担う子どもたちを「地域の宝」として育成に努めます。

施策の体系

社会教育の充実 生涯学習機会の充実
 青少年育成の推進
 社会教育体制の充実
 生涯学習拠点の整備

主要施策

1. 生涯学習機会の充実

公民館や図書館等における総体的な生涯学習の開催と地域学習センターでの生涯学習出前講座や高齢者社会に適応した生涯学習を推進し住民の教養向上に努めます。

2. 青少年育成の推進

家庭、学校、地域社会、行政、各種団体が連携し、あいさつ運動や声かけ運動、講演会の実施などにより健全育成に努めます。

3. 社会教育体制の充実

社会教育に対する住民ニーズに応えることができる人材の確保、指導者育成に努めます。

4. 生涯学習拠点の整備

公民館や図書館等の核となる施設の充実と、各地域における地域学習センターの整備を推進します。

社会体育の充実

現況と課題

少子高齢化社会が進行するなか、生活水準の向上と余暇時間の増大や健康志向の高まりに伴い、スポーツを通じて物質的豊かさから健康で豊かな心と人間的なふれあいのある地域づくりが求められています。本町のスポーツ実施状況は種目や年代別には活動されているものの、参加者が固定化し限られた会員同士の活動となっています。一方、競技スポーツは年齢層の上昇とともに新規競技者の加入が減少し高齢化しています。スポーツは心身の健全な発達並びに体力づくり、仲間づくり、併せて青少年の健全育成と明るく豊かで健康的な日常生活の形成にきわめて重要な要素であり、今後、健康づくりや多種多様なスポーツニーズに応えるためには、総合運動公園をはじめとする体育関連施設の整備やニュースポーツの普及、指導者の養成等、スポーツ環境等の整備に努め、健康増進や余暇活動を

楽しむ生涯スポーツの振興を図ることが重要となっています。

基本方針

町民が生涯にわたって積極的にスポーツに親しみ、心身の健康保持、増進と知識・習慣を身につけ、成人の週一回以上のスポーツ実施率50%達成を目指し、だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ活動の推進並びに社会体育施設の整備、南関すこやかスポーツクラブの活動支援、その他スポーツ環境づくりに努めます。

施策の体系

社会体育の充実 **生涯スポーツの推進**
総合型地域スポーツクラブの育成
競技スポーツの充実
社会体育施設の充実

主要施策

1. 生涯スポーツの推進

関所健康マラソン大会をはじめとした各種体育行事、スポーツ教室を開催し、生涯スポーツの振興を図ります。

また、年間を通じてそれぞれの年齢や体力、技術、目的等に応じていつでも気軽に楽しくスポーツに親しめる町民総参加スポーツ事業等を推進し、住民の体力向上並びに健康増進を図ります。

2. 総合型地域スポーツクラブの育成

「いつでも」「どこでも」「だれでも」楽しくスポーツに親しめる環境づくりを実現し、住民の健康と青少年の健全育成、連帯意識の高揚や世代間交流による地域活性化を図るため、南関すこやかスポーツクラブの育成支援を推進します。

3. 競技スポーツの推進

スポーツ団体の連携を強化し、競技者、指導者の育成と各組織の育成及び体系見直しを図り、競技力向上と競技スポーツ活動の活性化を図ります。

また、子どもの競技力向上のため、本町の柱となる重点種目を選定し小・中・高が連携した一貫指導体制の確立を図ります。

4. 社会体育施設の充実

スポーツ知識と技術の向上、健康・体力・仲間づくり並びに癒しの場所として住民に親しまれ、生涯スポーツの振興並びに町民総スポーツの拠点となる総合体育施設と既設体育施設の整備充実を図ります。

国際交流の推進

現況と課題

町には大型宿泊施設があり、多くの外国人宿泊観光客が訪れていますが、町や住民との交流はおこなわれておらず、今後町との交流機会を増やす施策が必要となっています。

基本方針

国際性に富む人材を育成するため国際理解教育の充実を図ります。また、町を訪れる外国人へ町の情報発信をおこない、交流の活性化を推進します。

施策の体系

国際交流の推進

主要施策

国際交流の推進

町内在住の外国人との文化交流を推進し、町を訪れる外国人観光客に日本の文化や町の情報を発信して、交流の活性化に努めます。また、国や県が実施する国際交流事業への参加を支援します。

文化の振興

現況と課題

交通の要衝として発展してきた本町には、数多くの文化財や史跡、伝統行事が存在し、伝統的工芸品の小代焼は 400 年近い歴史を誇り継承されています。埋蔵文化財等も数多く残されていますが、未調査や対策不十分のため滅失の恐れがあり、早急に現状把握に努め保存対策、活用を図る必要があります。また歴史・文化に対する理解と関心を深め、伝統行事の継承と保護意識の高揚を図り、ボランティアによる文化・史跡案内人の育成も必要となっています。

町史編纂事業は、町の歴史を明らかにする貴重な資料として後世に伝え、収集した貴重な資料は住民がいつでも接することができる方策を講じ、今後発刊が予定されているダイジェスト版、年表の早期完結が望まれています。食文化は農産物をはじめ南関そうめん、南関あげ等の特産品が地域特有の郷土料理として受け継がれています。文化芸術活動は文化協会による文化祭や会誌の発行等精力的に活動していますが、新規会員の加入促進と組織の充実を図る必要がある。伝統的民俗芸能は、後継者不足が深刻化し継承が危ぶまれており、民芸保存会を中心とした後継者の育成が急務となっています。

基本方針

地域性豊かな歴史・文化を、住民共有の財産として次世代へ継承するため、文化財等に対する深い理解と関心や保護意識の高揚に努め、文化財保護展示施設の整備や保護思想の普及と文化活動の振興を推進します。御茶屋跡は、南関町を象徴する歴史的建造物として末永く保存するとともに、ボランティア団体の運営管理による文化活動の拠点として広く活用を図ります。町史編纂事業は郷土の百科事典としての活用を図り、残るダイジェスト版及び年表の早期発刊に努めます。文化芸術は人々に感動と生きる喜びを与える大きな力となるため、住民が文化芸術活動に自ら積極的に参加し創造できる環境整備を図ります。

施策の体系

文化の振興 歴史的文化遺産の保存整備と活用
 歴史教育・文化活動の推進
 御茶屋跡の保存と活用

町史編纂の推進

主要施策

1. 歴史的文化遺産の保存整備と活用

鷹ノ原城跡をはじめとする歴史的文化遺産の発掘調査並びに保存整備と豊前街道を中心とした歴史的町並み景観を郷土への愛着と誇りを持てる町並みとして整備活用を図ります。

2. 歴史教育・文化活動の推進

歴史・文化の再認識と郷土に対する誇りと愛着心を培うため、町の歴史や文化財についての体験活動を通じた学習を推進します。

また、各種事業の積極的な開催や文化協会新規会員の加入促進、グループ活動等の育成支援と新しい文化を取入れた地域文化芸術の普及・振興を図ります。また、地域の歴史や豊かな風土に培われた伝統行事、郷土料理等を継承、発展させるための担い手育成と民芸保存会の活性化に努めます。

3. 御茶屋跡の保存と活用

御茶屋跡は、南関町を象徴する貴重な歴史的建造物文化遺産として末永く保存し、住民の文化活動の拠点として広く活用を図ります。また、管理運営や案内等に携わるボランティアの充実を図り、地域に存する文化財を顕彰するとともに、それらを核とした地域振興を図ります。

4. 町史編纂の推進

貴重な歴史を後世に引継ぎ、町の発展に活かすため南関町史の編纂を推進し、早期完成に努めます。

8. 分権社会を担う自立したまちづくり

住民参画のまちづくり

現況と課題

町の多くの地域においては独自の行事や事業に取り組み、暮らしやすい地域づくりを実施するなど良好に運営されており、継続が望まれています。

一方、区長を頂点とした組織である行政区制度によることも多く、まちづくりに対して住民が行政へ直接意見を述べることのできる機会は少なく、各種計画の策定等への参画が求められています。

基本方針

パブリックコメント制度の導入等、まちづくり意識の共有を図り、広く住民の意見を取り入れた行政運営に努めます。

(パブリックコメント: 施策などの立案などを行なう際に、その案を公表して、広く意見を募る制度)

施策の体系

住民参画のまちづくり まちづくり団体の支援
多様な住民参画機会の確保

主要施策

1. まちづくり団体の支援

自らの地域を住みよくする活動をおこなう団体を育成・支援します。

2. 多様な住民参画機会の確保

町づくりについての意見交換会を開催する等、参画機会の創出に努め、行政運営への反映に努めます。

情報公開の推進

現況と課題

透明性のある行政運営を目指し情報公開条例を制定していますが、情報公開に際する個人情報の保護に配慮が重要となっています。

行政情報等の周知のために月 1 回の「広報なんかん」の発行や、緊急情報等については防災行政無線を活用、年間行事等については町民カレンダーにより情報の提供をおこなっています。また、ホームページを開設し町外の人にも情報発信をおこなっていますが、今後はより親しみやすい公聴・広報に努める必要があります。

基本方針

事業実施時には計画策定経過を含め、情報公開を推進し、かつ個人情報の保護に努めます。また、行政情報については更なる周知に努めます。

施策の体系

情報公開の推進

情報公開の推進

個人情報保護対策の強化

公聴・広報の充実

主要施策

1. 情報公開の推進

透明性のある行政運営のために情報公開を推進します。

2. 個人情報保護対策の強化

OA機器のセキュリティ強化や職員の意識の向上に努め、個人情報の保護を厳正に遵守します。

3. 公聴・広報の充実

行政懇談会の開催等、広く住民の意見の聴取に努め、行政運営に活用します。また、行政情報の周知を徹底し、住民の各種事業への参画を促進します。さらにはホームページの内容を充実するとともに、双方向性のある機能の充実に努めます。

行財政運営の効率化

現況と課題

生産人口割合が減少し、税収等の伸びが期待しにくくなっていることに加え、国の財政悪化を受けて主要財源であった地方交付税が減額されつつある一方、高齢者人口が増加し、福祉施策等への支出が増大していることから、これまでも増して効率的な財政運営が求められています。

また、住民の行政へのニーズはますます多様化しており、効率的な組織への変換や事務事業の見直しと、専門的知識を持ち、住民から信頼される職員が求めら

れています。

基本方針

限られた財源を有効に活用するため、組織・機構や事務事業の見直し、民間活力の導入等行財政改革に努めます。また、住民から信頼される職員の育成に努めます。

施策の体系

行財政運営の効率化 適正な定員管理
 組織・機構の再編
 行政評価制度の導入
 職員の資質向上

主要施策

1. **適正な定員管理**
行政サービスの質を確保・向上させながら、適正な定数での行政運営に努めます。
2. **組織・機構の再編**
行政が行うべき業務を検討・精査し、民間活力の導入も視野に入れた効率的な組織・機構の体制整備を実施します。
3. **行政評価制度の導入**
計画段階から実施中までの各種事業について行政評価制度を導入し、その評価に基づいた効率的な行財政運営に努めます。
4. **職員の資質向上**
住民の信頼に応えるため、職務に対し積極性を持ち、的確な対応ができる職員の育成に努めます。